

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年9月10日(月)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 芦澤政治(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 吉村典晃(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 佐藤弘規(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 川原隆司(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 曾我部誉広(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 武内弘樹(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 藤田充宏(第二東京弁護士会所属)
弁護士 児玉晃一(東京弁護士会所属)
弁護士 野嶋慎一郎(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、ただいまから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、東京地裁刑事15部で裁判官をしております芦澤と申します。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様にはお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。裁判員裁判につきましては、常に運用の改善、見直しを考えているところでありますが、そのために裁判員裁判の経験者の方々の御意見が非常に重要で参考になるところであります。本日はぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。

ところで、今日の進行ですが、テーマを大きく3つ用意しておりまして、1番目は法廷での審理の在り方について、2番目は評議の在り方について、

3番目は守秘義務についてということにさせていただいております。ただ、1番目についてはやや多目に時間をかけたいと思っておりますので、場合によっては時間の都合で2番目を飛ばして3番目に行かせていただくこともあるかと思っておりますので、御了解のほどお願いいたします。また、テーマ以外の点でも特にお気づきの点がありましたら、率直な御意見を伺いたいと思っております。

それでは、今日参加していただいた裁判員経験者の皆様に、これから御意見を言っていただく前提として、それぞれ裁判員裁判に参加してどのような感想を持たれたか、あるいは、どういう御意見をお持ちになったかというような点についてお一人ずつお話をさせていただきたいと思っております。

まず、担当された事件の確認などもさせていただきます。まず1番の方ですが、殺人事件で殺意があったかどうかについて争いがあって、職務従事期間は6日間であったということによろしいでしょうか。

1番

はい。

司会者

事件を担当されての率直な御感想、御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1番

私は断る理由がなくてやらせてもらったんですけど、すごくいい経験をさせていただいたと思いますね。楽しいと言うとちょっと語弊がありますが、割と気楽にやらせていただいたと思います。私みたいな者でもできるんだという自信を持ちまして、人生が変わったというか、心の中の人生がすごく変わったと思っています。嫌々と言いながらやらせてもらって、本当によかったと思っています。やり方もすごく分かりやすくやっていただいて、ついていけました。もう一回機会があったらやってみたいなと思いました。でも、

多くの人にやってほしいなという気持ちを持っています。

司会者

どうもありがとうございました。続いて2番の方ですが、事件の内容は覚せい剤の郵送による密輸入事件、故意があったか、共謀があったかというところに争いがあって、職務従事期間は5日間であったということによろしいでしょうか。

2番

はい。

司会者

それでは、担当されての御感想等をお願いいたします。

2番

裁判員に選ばれるとは思っていませんでしたので、最初は緊張した思いで法廷にも入りましたし、評議にも入りました。でも、裁判官の方がすごく和やかな方だったので、すぐに打ち解けたというか、裁判員の方といろんな意見も交わすこともできました。自分としてはとてもいい経験をしたなと思いました。裁判の中ではいろいろ、日本の方ではなくて通訳が入ったので、その通訳の方の言葉がなかなか認識できなかったという点もあって、その辺がちょっと苦労したかなと思いました。

司会者

通訳の方の日本語ですか。

2番

そうなんです。それがちょっと聞き取れないところもあったので、とても苦労したと思います。あとは、またこういう機会があればやらせていただきたいなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に3番の方ですが、事件はマンシ

ョンへの放火事件，被告人が犯人であるかどうかという点などについて争い
があって，職務従事期間は6日間であったということによろしいでしょうか。

3番

はい。

司会者

それでは，事件を担当されての御感想等をお願いいたします。

3番

私も皆さんと同様で，まさか自分がそういった立場になるとは思っていま
せんでしたので，選ばれた初日はかなり緊張しまして，今またちょっとその
緊張を思い出しているところなんですけれども。2日目，3日目となってい
くにつれて，だいぶその緊張もほぐれて和やかな中での評議になりましたの
で，一応無事に終えることができました。やはり最初は，私のような人間が
という気持ちもありましたが，終えてみてとてもいい経験ができたと思っ
ております。

司会者

どうもありがとうございました。非常に良い御感想ばかりでうれしいので
すが，良い感想でなくても構いませんので，率直なところをいろいろとお話
しいただければと思います。

それでは次に4番の方ですが，まず担当された事件は，いわゆるリンチの
傷害致死，傷害事件，被告人が4名で共謀や暴行と死亡との間の因果関係，
それから暴行の内容などについて争いがあって，職務従事期間は15日間
であったということによろしいでしょうか。

4番

はい。

司会者

それでは，担当されての御感想等をお願いいたします。

4 番

私もほかの方々と一緒に、自分が選ばれるとは思っておりませんでしたので、当日裁判所に来て実際に自分が選ばれて、ちょっと現実感のないまま初めて法廷に立たせていただいて。判断をするに当たっては自分自身でしっかり納得をして判断を下さなければいけないという、そういうプレッシャーを非常に感じながらスタートしました。期間も15日ということで非常に長かったので、会社のほうには事前に話をしていたんですけども、現実的にはかなり負担をかけてしまっていたという状況もありまして、審理がない土曜日、日曜日なんかは仕事をしながら、また審理が終わった後もまた仕事の打ち合わせをしながらということで、かなり負担を感じる部分もあったんですが、実際、裁判官の方々とお話をさせていただく中で、非常に大事な経験をさせていただいているなという実感とともに、話をしやすいように配慮をさせていただいていると思いましたので、しっかり責務を果たそうという心持ちで全日程を行うことができました。事件自体も、複数の被告人がいて、理解するのにかなり時間がかかって、労力もかかったので、その辺がすごく大変だったなと思いました。ただ、やりやすいように本当にいろいろと配慮をさせていただいたということを実感しながら終えることができましたので、本当にいい経験をさせていただいたと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、次に5番の方ですが、担当された事件は強姦致傷の事件で、公訴事実には争いがなく、職務従事期間は3日間であったということによろしいでしょうか。

5 番

はい。

司会者

それでは、担当されての御感想等をお願いいたします。

5 番

私は最初、裁判員になる前は、裁判官だけで判断する裁判のほうがいいのではないかと考えておりましたので、選任手続に来てくださいというお知らせが来たときには戸惑いもありましたが、せっかく与えられた機会であるからということで。私が東京以外の土地に引っ越した後で、そのお知らせが来たんですけども、思い切って出席することにして、選任手続で抽選に当たって裁判員となり、そのまま来させていただきました。全体的な感想としては、裁判所職員の方、それから裁判官の対応が大変丁寧であると。国民、選ばれる前の国民に対しても、それから裁判員となった方々に対しても、大変気を遣っている感じがしました。もちろん検察官の方々、それから弁護士、弁護人の方々の、実際の法廷での裁判員に対する対応というんですか、説明も丁寧だと感じましたが、私としては特に裁判所職員の方と裁判官が大変気を遣っていらっしゃるなという思いがしました。具体的に言いますと、先ほど申し上げましたように、私は東京から引っ越してしまったので、私のような者が行ってもいいのかと電話で問い合わせをすると、大変丁寧に教えていただきました。選任手続での説明も、来ていただきましてありがとうございますというような言葉だとか、リラックスしてもらうための準備。評議等における説明についても、裁判員に理解してもらえるような丁寧な説明でしたし、それ以外の雑談のような場面でも、なるべく裁判員がリラックスできるようにと、そういう配慮がなされていたということが記憶に残っています。そういうことありまして、裁判に対する意識を高めるとか、判決に一般国民の感じ方を反映させるというのが裁判員制度の意義だと思ひまして、参加してよかったなと感じているところです。もちろんこの制度には膨大なコストや、特に法曹関係者の皆様の手間とか時間がかかっていますし、私が担当した事件は恐らくほかの皆様が担当した事件よりも期間が短いですし、事件の内容としても極めて重大な事件ではなかったと思ひますので、担当する事案によ

っては二度と参加したくない，やめたほうがいいという人もいるかもしれませんが。重要なことは，実際に参加して，どういう意見であれ，こういう場で自分の意見をはっきり言って，それをやめるにせよ，存続させるにせよ，つなげていくことが重要だと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは，次に6番の方ですが，御担当された事件は強盗殺人と窃盗の事件，強盗殺人については過剰避難が成立するかどうかというような点が争いになっていて，職務従事期間は8日間であったと，こういうことでよろしいでしょうか。

6番

はい。

司会者

それでは，御担当された御感想等をお願いいたします。

6番

裁判員制度ができて，まだ3年と少しですよ。何でもっと早くやってくれなかったかと。事件の内容については，たまたま私が住んでいる近くで起きたことだったので，内容は今でもほとんど覚えています。法廷での被告人のしぐさやなんかも。それに，傍聴席がほとんど埋まっているんですよ。あの光景もいまだに覚えています。

司会者

よろしいですか。ありがとうございました。それでは，次に7番の方ですが，担当された事件は傷害致死の事件で，公訴事実には争いがなく，職務従事期間は4日間だったということによろしいでしょうか。それでは御担当された御感想等をお願いいたします。

7番

最初，殺人事件じゃなければいいなと思っていて，傷害致死事件というこ

とで、よかったと思ったんですけれども、よく考えてみると、傷害致死というのは殺す気はなかったということで、そのほうが難しいということが分かりました。被告人は罪を認めていて、量刑を決めるということだったので、証拠も、この人はそんなことをするような人じゃないというようなものが中心になっていたので、どうやって考えたらいいいのかがすごく難しくて。途中でちょっとお腹が痛くなったりとかして、人を裁くということはとても難しいことだなと感じました。ただ、人を裁くには自分がちゃんとしていなくてはいけないと思ひまして、時間がたってしまうと、そういう気持ちも薄れてはしまったんですけれども、日々生活していく上でちょっとイライラすることがあると、そのときを思い出して、いや、これではいけないと自分をいさめることができるようになったと思ひます。やってよかったと思ひました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、次に8番の方ですが、まず、御担当された事件ですが、傷害、監禁致死の事件、被告人は2名、暴行や共謀の一部に争いがあったと。職務従事期間は10日間だったということによるのでしょうか。それでは御担当された御感想等をお願いいたします。

8番

ほかの方々と同じように、選任の日に来て、そのまま抽選へと淡々と進んでしまって、自分が選ばれるかどうかなんて予想もしていなかった状態で選ばれて。選ばれたとたん、実際には週末でしたので、週明けの月曜日から審理に入りますということで、まだ自分が選ばれた実感がないままに犯行の内容とか、最初は起訴状から始まって、起訴状を読んだだけでは何が何だか分からない。監禁致死ということで被害者が一人お亡くなりになったということなんだろうけれども、監禁されている間、傷害ということでリンチめいたものがあったという内容なんですけれども、そのリンチについても、何でこのような暴行を加えなきゃいけないのか、その経緯が全く分からな

いような状態でした。検察側の冒頭陳述，弁護人による冒頭陳述，それから証拠調べ等々，いろいろ進んでいくうちに，徐々にこういうふうになって，こういうふうになって，だからこういうような犯行がなされたんだというようなことが徐々に分かっていくんだということ，これはやはり裁判員を務めて，その法廷の中で審理に加わる一員でなければなかなかできない体験なのではないかと思いました。先ほど5番の方もおっしゃられていましたけれども，やはり裁判所の方々の我々に対するお気遣いというのは非常にありがたく，それがあったからこそ裁判員としての務めを果たせたかなと実感しております。一例を述べさせていただきますと，お昼を，仕出し弁当なんかを頼んだりする際，その弁当の注文取りを裁判官の方々が率先して，お弁当が四，五種類から選べるんですけども，今日のお弁当は何にしますか，と言っていたりとか，お金の徴収も裁判長が自らなさっていたりして。裁判長がおっしゃっていたことですけれども，仲間として審理をしていこう，判決に進んでいこうということ，そういうことを行動から感じることができ，非常に気持ちよく裁判員を務めることができました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは，テーマのほうに入っていきたいと思います。まず最初に，テーマの1番目，法廷での審理の在り方についてということです。

皆さんは，法廷で検察官や弁護人が主張したり，証拠書類を朗読して調べたり，証人尋問を聞いたり，被告人質問を聞いたりされたと思いますけれども，まず，審理の初めのほうで，検察官と弁護人がそれぞれ事件のあらましなどについて話をする冒頭陳述という手続があったと思います。その冒頭陳述について分かりやすかったかどうか，頭に入りやすかったかどうかという点などについて御意見，御感想をお聞きしたいと思います。冒頭陳述について御意見，御感想のある方はお願いします。

8 番

冒頭陳述は口頭で読み上げられて、手元に冒頭陳述書というんですかね、検察官と弁護人からの書面が渡されます。たまたまなのかもしれませんが、検察官から交付された冒頭陳述メモというのが、単なる文章の羅列ではなくて、ある程度図示をされているような、こういうことがあった、こういうことがあった、矢印を引っ張って、だからこうなったと。あとは被告人、あるいはそれに携わった他の共犯者、証人としても出廷されましたけれども、その人たちの目線による時系列の内容、そういう冒頭陳述メモというのが配られて、それが非常に分かりやすかったです。それに反してというか、これは今までどおりのやり方だからいい部分ももちろんあるんでしょうけれども、弁護人から頂いた冒頭陳述書は本当に文章だけの羅列で、それを朗読しているだけで、もちろん一つ一つの文章は丁寧で分かりやすくはあるんですけども、図示されている方が非常に分かりやすいなど。労力がかかるかもしれませんが、素人に理解させるためにはそういうような図示という形が今後重要になるのかなと思いました。以上です。

司会者

検察官のメモに図があって、分量としてはいかがでしたでしょうか。要するに、審理の最初のほうでそれを目にしたり、話を聞いたりするわけですよ。分量として、それが多過ぎるとか多過ぎないとか、そのあたりはいかがでしたでしょうか。

8 番

A 3 で 2 枚でした。適当だったと思います。

司会者

弁護人はどのくらいの分量だったか覚えていらっしゃいますか。

8 番

ちょっとよく覚えていないんですが、被告人が二人いたので、それぞれの

弁護人から頂いたので、それぞれA4の紙を折り返して十何ページ、20ページには届かないくらいですね。

司会者

分かりました。

8番

どうしてもそうになってしまうんでしょうけれども、やはり文章の羅列で、分量としては若干多いかなと思いました。致し方ないと思いますけれどね。

司会者

はい、分かりました。ほかの経験者の方、いかがでしょうか、冒頭陳述ですが。どうぞ、1番の方、お願いします。

1番

私は耳が悪くて検察官の声はよく聞こえたんですが、弁護人や被告人の声はちょっと聞き取れないところがあって、文章だけで理解したところもちょっとあって。内容としてはちょっと難しかったと思うけど、意味は割と納得できました。ただ、耳が聞こえないためにちょっと飲み込めない部分があったということは事実です。

司会者

検察官の声は聞こえたということですが、内容としては理解できたのでしょうか。

1番

理解できました。こういう言い方をしているか分かりませんが、やっぱり言い方が上手だなと感心しました。

司会者

ほかの方は、いかがでしょうか。

4番

8番の方がおっしゃっていたことと重複するのですが、検察官の資料とい

うのが非常に整理されていて分かりやすかった部分はあるんですけども、弁護人の方は基本的に文章の羅列だったというところもあって、表現が違っていたので、それを頭の中で整理するのに非常に時間がかかりました。あえて言えば、検察官が作った資料は非常によくできているがゆえに、それがきれいに頭に入ってしまって、それを前提に考えてしまってはいけないと、逆にそういうことを意識させられたということが印象として残っています。また、弁護人が作った資料は文章ですので、読み込んでいくうちに、ここはどのようなのか、こちらはどのようなのかといった感じで疑問が出てきたという印象です。事件としても、資料も膨大で、整理をされた結果、分からないところが逆に出てきてしまいました。以上です。

司会者

ありがとうございました。よく整理されているため、そのまま頭に入ってしまうところがあるんじゃないかと意識したというお話でしたが、それは事前に、検察官の主張、弁護人の主張というのは証拠ではない、冒頭陳述は証拠ではありませんよという説明を受けていたからでしょうか。

4 番

はい。証拠に基づいて判断をするということは事前に説明されていたので、それを意識して、思い込みで判断してしまってはいけないと思いながら読んでいました。

司会者

ほかの方にも伺いますが、冒頭陳述を聞くときにあらかじめ裁判官から多分説明があったかと思います。検察官、弁護人の冒頭陳述というのは証拠ではなく、主張、意見に過ぎないのだと。それを踏まえて冒頭陳述を聞かれた方、あるいは冒頭陳述を聞いているときにはまだ主張と証拠の振り分けはよく分からないまま聞いていたか。その点を含めて冒頭陳述についての御意見がありましたら伺いたいと思います。

6 番

事件によって違うと思うんですけども、文章を読んでいるような感じなんです。あれは長過ぎる、文章を読んでいるような感じで聞いていると、ちょっと分かりにくいかなと思っていたんですが。

司会者

検察官も弁護人も文章を読むような感じでやっていたということですか。

6 番

検察官です。最初のほうなんです。何日か裁判所に通って、少し調子が出てきたという感じで。

司会者

審理の早い段階で、検察官と弁護人が冒頭陳述といって主張をしたところがあったと思うんですけど、その段階では書面を読んでいる感じだったということですか。

6 番

はい、そうです。

司会者

その後、今度は証人尋問などが始まりますね。

6 番

ええ。それで何日目ですかね、弁護人側と検察側と席が変わったんですよ。

司会者

それは、途中で法廷が変わったということですか。

6 番

はい。それがどういう意味なのか最初は分からなかったんです。

司会者

法廷が変わったことについて、説明がなかったわけですね。

6 番

説明はあったけど、ちょっと飲み込めなかったんです。検察官、被告人と弁護人の席はそのまま進むのかなと思っていたんですけど。

司会者

5 番の方、お願いします。

5 番

皆さんとほとんど同じかもしれませんが、最初に裁判官から証拠にはならない、主張ですよということを説明されていたのですが、やはりその頭の中の持っていくかたというんでしょうか、最初に検察官が話をして、メモも出してきて、それを裏づける証拠を出して、それから辩护人、それから奥に戻って評議、という形になるので、私だけかもしれませんが、どうしても検察官の主張がベースになって、辩护人の主張、あとは評議で話をしていくと。どこがそのままか、どこが違うのかというような頭の流れというんでしょうか、結論に至るまでの流れは、やはりその検察官の主張や証拠がベースになっているということはあったかと思います。

司会者

冒頭陳述について、ほかの方、いかがでしょうか。今伺ったところによると、冒頭陳述は証拠ではないということを分かって聞いていたという感じですが、その辺りがぼんやりとしていたと感じた方はいらっしゃいますか。

7 番

最初に数字がぱっと出て、それで隣の部屋に移ってくださいと言われて、6人で宣誓書を読みますよね。その間にお昼休みがあって、本当にもう息つく暇もなくそのまま午後から始まりますという感じで、全然心構えができていないというか、まさか裁判員をやると思っていない状態で始まってしまったので。しかもそんなに傍聴人はいませんよと言われて法廷に入ってみたらほぼ満員で。そんな状態で、慣れていないこともあって結構緊張してしまっ

て。ただ聞いていたという状態ではなかったんですけれども。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。午前中、選任手続があって、午後そのまま法廷に入られたという方、7番の方以外にいらっしゃいますか。4番の方、今の点はいかがですか。冒頭陳述の説明を受けたというお話でしたが、それは午前中の選任手続が終わってから、午後審理が始まる前に説明を受けたということだったのでしょうか。

4番

ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、選任が終わって具体的な話、法廷に立つ前の説明、そういった説明をしていただいたと思うんです。ですから信じてはいけないと思いながら話を聞いていたという感じなので、多分7番の方に近い感覚で聞いていたのではないかと思います。

司会者

それでは、次に、証拠書類の取り調べについて伺います。証拠書類の取り調べは朗読をしたり、その内容をモニターに写したりということが行われたと思いますが、その朗読を聞いて、その内容が頭にすっと入ったかどうか。もう一方で、証人尋問や被告人質問があったと思いますが、それに比べて証拠書類の朗読など、そういう取調方法が分かりやすかったかどうかという御感想などを伺いたいと思います。8番の方お願いします。

8番

先ほども言ったように被告人は二人ですし、共犯者も登場人物もたくさんいまして、証拠書類の朗読にあたっては、まだその内容、その証拠、証言をしている人がどういう立場の人なのかということが全く分からない状態でした。被告人質問が一番最後で、これは仕方ないと思うんですけれども、その後証人として登場してくる人物だったり、今回の事件で結構重要な役割だった人物だったり、この人物がどういう立場の人物なのか分からなくはないけ

れども、今朗読されている証拠の人物は、どこに出てくるどういう登場人物なのかという点においては、分かりづらい部分がありました。これは後から思ったことなのですが、証拠書類、証人を時系列とまでは言いませんが、織りまぜて、ある程度私たちにも全体像が分かるような形を取ってくれたらよかったですのではないかと思います。

司会者

例えば、その証拠書類で話をしている人が、その証拠書類を調べた後に出てくるような感じであれば分かりやすかったのではないかと。

8 番

はい、そういうことですね。

司会者

分かりました。ありがとうございました。それでは7番の方お願いします。

7 番

検察側の証拠で、被害者の子供のころの写真とか、生い立ちみたいなものを追ったノート、そして最後は娘さんの手紙で終わったんですけども、そういう物も証拠なんだと。凶器だとかそういう証拠が出てくる事件ではなかったもので、そういう物が証拠になるんだと思って、ちょっと不思議な感じがしました。

司会者

評議の中で、どうしてこういう物が証拠になったのかという話は出ませんでしたか。

7 番

いわゆるその人柄、こういう人だったんですよということを表すためのものだったと思うんですが、本当に小さい時、七五三の写真とかが出てきて、これが証拠なんだとすごく不思議な感じがしたので、違和感がないことはなかったです。

司会者

ありがとうございました。他に，証拠書類の取調べ，朗読などを法廷で聞いていて，それが頭にすっと入ってきたかどうかという辺りはいかがでしょうか。4番の方，お願いします。

4番

事件現場の図が示されたんですけども，検察官が用意した図と，弁護人が用意した図が，同じところを示しているだろうと思われるのですが，主張の内容が違うので見た感じも違う図というか，同じ図なんですけど東西南北が逆だったりとかいろいろあって，ちょっと分かりにくいなと思いました。一応整理しながらやっていたんですけども，途中で混乱してしまったこともあったので，それは一つ一つ確認しながら進めました。

司会者

同じ現場についての図面だったのに，違う図面を使っていたということでしょうか。

4番

はい。

司会者

分かりました。それでは2番の方お願いします。

2番

覚せい剤の受け取りの事案だったのですが，証拠は検察側も弁護側も電話の通話記録だけなんです。その通話記録で何分話したか，そういうところで判断しなければならないということはとても難しかったです。もう30秒くらいで切れているところもあれば，2分，3分，5分くらい話しているところもあって，通話記録だけで何を話していたかまでは分からないので，それがちょっと難しかったです。もうちょっと証拠があればと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは，証人尋問や被告人質問，その尋問のやり方が早過ぎた，あるいはどういう趣旨の質問なのか分かりにくかったなど，そういうようなことはありましたでしょうか。2番の方お願いします。

2番

冒頭に言ったとおり，被告人が日本人ではなかったんですね。通訳の方が入りまして，質問したことと，その通訳の方から返ってくる言葉がちょっと違うんですね。その辺を理解するのがとても難しかったです。裁判長の方がその通訳の方は日本人だと言っていたのですが，どうも話していると意味が通らなくて，そこを解釈するのがとても難しかったので，通訳の方を選任するときにはもっとちゃんと調べていただいた方がいいと私は思いました。

司会者

分かりました。4番の方，お願いします。

4番

証人尋問の時間がかなり伸びてしまい，評議室に戻る時間などでバタバタすることが若干ありました。

司会者

分かりました。それでは5番の方お願いします。

5番

尋問の仕方が早いとか，何のために質問しているのか分からないということは，検察官，裁判官，弁護人も特段なかったように思います。感想になるかもしれませんが，検察官が被告人に対して質問するときは，私が描いていたイメージと大体同じで，こういうふうにするんだなと感じました。意外だったのが，裁判官が被告人に対して，思ったより強い調子で質問などをしていたことでした。もちろん，言葉遣いは丁寧でしたし，内容も問題ないのですが，検察側ほど強くないにしても，かなり強い調子で被告人に対して質問

をしているような印象がありました。裁判官の裁判員に対する態度と比較してしまったのかもしれませんが。弁護人も、私が裁判員になる前に思っていたほどには被告人の味方になっているようには見えませんでした。私が漠然と思っていたイメージは、弁護人は被告人の利益を最大限に尊重して、最後の最後まで味方であるものだと、そういうイメージがあったものですから、それと比べてということなのですが、言葉の内容とかそういうことではなくて、弁護人の態度からそういう印象を持ちました。

先ほどの証拠書類の調べと尋問とを比べるとどうだったかという点については、これは私だけかもしれませんが、もちろん証拠書類、その画面なり写真なりでいろいろ説明をしていただいたので、それはそれで分かりやすかったと思うんですが、印象に残るのはやはり証人尋問とか被告人質問という、人に対する受け答えの方で、特にそういう書類に慣れていない裁判員にとっては印象が強くて、それが後々の事実認定なり判決に大きく影響を与えるのかなというふうに思いました。

私がこの裁判で思ったのは、私が見る限り、被告人はどちらかというところ知らない人と話をすることや、やりとりをするということを苦手になっているような印象で、特に検察官や裁判官とのやりとりの場面で苦手そうにしていたので、裁判官からの問いかけに対してもやや答えにくそうというか、頭でじっと考えて、何を考えているかはよく分からないのですが、もしかしたら自分が思っていることをそのまま出せていないのかなという気がしました。裁判員も裁判官も同じ立場で初めてその被告人を見るというか、そういうことはあるとは思いますが、被告人の性質をより一層理解するとか把握するように努めて、やはり裁判というのは被告人にとっても自分の思っていることを十分に主張して、それで判決を受けるべきだと思いますので、被告人が率直に自分の意見を出せるような問いかけの在り方や雰囲気作りを行うことで、裁判員にとってはより充実した審理になるのではないかと感じました。

司会者

ありがとうございました。先ほど、証拠書類の取り調べと、証人尋問、被告人質問とではどちらのほうが頭に入りやすかったかということを伺いましたが、印象に残ったか否かという点ではいかがでしょうか。証拠書類と証人尋問や被告人質問を比較して、どちらが印象に残ったかという点、いかがでしょうか。1番の方をお願いします。

1番

私の場合、被告人が病気だということで、お医者さんが来て、広汎性発達障害について説明していただきました。ある程度のことは分かるんだけど、どうも病気のことはあまり頭に入らなくて、その病気によって事件を起こしたということと言われたんですけど、私はあまり納得できなかったです。ちょっと話についていけなかったというか、その病気によって事件を起こしてしまったということはちょっと納得がいかなくて。あと、5番の方もおっしゃっていたけど、私も弁護人が弁護をしているという感じは受けなかったです。どちらかというところ、少し責めているような内容に聞こえました。先ほども言いましたが、耳がちょっと悪いので、弁護人の話が聞き取れない部分もあったんですが、弁護しているよりも責めているという言い過ぎかもしれませんが、ちょっと弁護している感じではなかったですね。テレビで見るみたいに、もうちょっと一生懸命弁護するのかなと思っていたけど、それはちょっとなかったような気がしました。

司会者

分かりました。8番の方をお願いします。

8番

証拠書類と証人尋問、被告人質問のどちらかという点については、確かに人が出てきて、言葉でしゃべる方が確かに印象にはすごく残ります。例えば弁護側の証人に対して検察官が質問すると悪いところというか、そういう部

分を引き出そうとして、珍しいことだとは聞いたんですけど、丁々発止のやりとりが始まってしまって、そのときの弁護側の証人が検察官に殴りかからんばかりの勢いで、そういうことがあったりするととても印象に残ります。また逆に、弁護人が被告人質問で、被告人の口からこういうことを言わせたいというか、いかにも脚本を読み合っているかのような、そういう印象を受けたということがあって。一つ質問、尋問する、それに対して人が答える、その中に感情のやりとりみたいなものもあって、だから生の声のほうがやはり印象には残ります。そうは言っても、何かしらの理由で法廷に出廷できないということで、証拠書類としての供述になるということは致し方ないと思います。ただ先ほど述べたように、出てくるタイミングですね、証拠書類の取り調べがあって、それが終わって証人、あるいは被告人という、そういう流れをもうちょっとうまくコントロールできれば、もっと全体像が分かりやすくなるのかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、証拠調べ全体を通して証拠の分量としては十分だったかどうか、足りないところはなかったか。逆に言えば多過ぎたのではないかというような、そういう分量の関係ではいかがでしょうか。その点で特に御感想、御意見のある方はいらっしゃいますか。

8 番

事件の特性からなのか、あるいは関係者が多いからなのかは分からないんですが、いろいろな凶器が出てきて、それを一個一個提示しなければいけないということでやむを得ないんでしょうけれども、これは何に使われた特殊ケーブルです、パイプです、アイスピックですと、数が多いだけにこれは長いなど。凶器以外にもいろいろあって、それを一個一個持ち上げて説明しながら見せられるとかなり時間がかかりましたので、若干うんざりという。

司会者

全部，一つ一つ手に取らなくてもよかったのではないかという感じがした
ということですか。見れば分かるというか。

8 番

そういうことがもしできるのであれば，どこか広い場所に全部置いてあつて説明していくというやり方もできるのかなと。一個一個持ち上げて提示されるとかなり時間がかかりますので。

司会者

なるほど，ありがとうございました。ほかの方，よろしいですか。1 番の方お願いします。

1 番

私の場合は殺人で，書類の量としてはちょうど良かったと私は思っているんです。そんなに多くもないし，6 日間だったので，今考えたらちょうど良かったのかなと思います。問題は包丁で，刺したときにちょっと先っぽが折れていたり，刃がちょっとぎざぎざになっていたりしていました。

司会者

それでは，先ほどから話には出ているんですが，被告人が複数いたために分かりにくかったことはなかったかということについて，8 番の方は，もう少し証拠ごとに整理してもらったほうが分かりやすかったのではないかなという御意見ですね。あと複数ということでは，4 番の方が全部で4人の被告人の事件の審理をされた。それは，4人でいっぺんに進行，審理をしたために分かりにくかったというようなことはなかったでしょうか。

4 番

4人いたことで分かりやすかったかなと思います。ただ，背景にもっといろんな人がいるんだろうなということを感じましたので，その辺についてもっと資料があればよかったなと思いました。

司会者

それは、その4人の関係みたいなものが出てきたから4人全部一緒にやることで分かりやすかったと、こういうことでしょうか。

4番

それぞれ主張している内容にそこがないかとか、その辺が結構気になって。

司会者

なるほど、分かりました。それでは8番の方お願いします。

8番

ちょっと話がそれてしまうかもしれないんですが、今回の事件を1つの事件として考えたときに、前後の話から全部で7人が関係しているらしい、監禁致死ということで、被告人が3人、1人、1人、2人という裁判がそれぞれ、これは逮捕されて起訴されたタイミングでそのようになったんだと勝手に理解しているんですけど、でもそうすると、それぞれに裁判が行われて、それぞれの被告人にそれぞれの刑罰が言い渡される。1個の事件として見たときのその事件の内容というのが、すごくつかみづらい進め方になるのかなというのは感じました。そのような話を、裁判長にちょっとお話しさせてもらったんですけども、現行の日本の裁判制度ではどうしてもそういう進め方になってしまうと。確かにそれで被告人それぞれがみんな納得できるかどうか分かりませんが、それなりに納得できる刑に服することになったとしても、事件全体ではどうだったのか、何が一番悪かったのかというような、特に今回の場合は致死ですから、御遺族の求める事件の真実とか、そういう内容というのは非常につかみづらくなるのかなと。以上です。

司会者

審理期間の長さというのも問題になるかと思います。被告人が複数の事件は長くなることが多いですが、そういう意味では4番の方、15日間の職務従事期間ということでかなり長かったのですが、長い審理期間のうちに、審理の最初の方の内容が、後の方で記憶が薄くなったとか、そういう問題は特

になかったでしょうか。

4 番

期間が長かったから忘れてしまったということは、記憶を喚起するようなものが比較的あるのでなかったんですけれども、心の準備ができないままに法廷でいろいろ話を聞いたりしたので、自分の考えがまとまらないうちに審理が進んでいってしまったところについては、最初の方の主張などについてちょっと記憶が薄れてしまったということはありませんでした。

司会者

あとは8番の方が10日間の職務従事期間でしたけれども、今と同じような質問で、最初の方の審理の内容を後でどのように思い出すかというあたりはいかがでしたでしょうか。

8 番

私も、最初の方だから忘れたということはありませんでした。審理の進め方も、それはこういう証言があったからこうだ、というように、事件の時系列を直線的に振り返っていく形だったと思います。ここで出た証拠なり証言なりについて、それは立ち返ってここに戻るとどうだろうかというような、どこかでループバックするような、裁判長がそういう話の進め方をしていたので、私も証拠や証言を振り返ったり、自分のメモを見て思い返してみても、そういえばこのときこう言っていましたよね、前にもみんなでそういう話をしましたね、というような形で。常にそういうことをしていたから、審理の最初の方に出た証拠だったからといって、ないがしろにすることはなかったと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございました。それでは1番目のテーマの法廷での審理の在り方について、これは、検察官、弁護人においても関心のあるところだと思いますので、検察官、弁護士からの質問の時間にしたいと思い

ますが、検察官いかがでしょうか。

川原検察官

8番の方にお伺いします。先ほど複数の凶器が出てきて少し長いと感じた、それは分かるんですが、現物を見る場合と、それを単なる写真のようなもので見ると、印象の問題というよりは分かりやすさ、あるいは事件のイメージの持ち方ということについて伺いたいのですが、やはり現物をご覧になる方が良いとお考えなのか、写真などで十分だとお考えなのか、いかがでしょうか。

8番

確かに現物のほうがインパクトは強いですね。現物を見たほうが、それがどういう局面で使われたかということに関して、重要性を自分の考えの中に喚起させられると思います。ただ、あまりにもインパクトが大き過ぎる、だからそこまでインパクトを大きくしなくても写真、とりあえずは写真で提示していただいて、必要性があればさらに現物を見るというようなやり方はできないのかなと思ったわけです。

川原検察官

ありがとうございました。

藤田弁護士

先ほど5番の方、1番の方から、弁護人が被告人の弁護をしているように思えなかったという、ちょっと耳の痛いお話がありました。弁護しているように思えなかったという理由なんですけれども、全く意味がなかったように思えたのか、それとも逆に、被告人にとってかえって悪いことを立証してしまっているように思えたのか、そのあたりはいかがでしたでしょうか。

司会者

それでは5番の方、お願いします。

5番

弁護人の存在によって、例えば被告人の判決に悪い影響を与えたというところまではないかなと思うんですけれども、少なくとも評議の場では、全部終わった後なんですけど、弁護人について、私だけではなくてほかの方も感想を言う場がありまして、そのとき、私だけではなく、ほかの方も弁護人の弁護の仕方について、いかがなものかという、それほど強い批判ではないんですけれども、まああの程度なのかなというイメージを持っていたようです。先ほども申し上げましたけれども、実際に裁判になる前に弁護人に対する高い理想というんでしょうか、そういうイメージを持っていたがゆえに、実際の法廷の場で弁護人の弁論なりその活動を見ていて、それほど高いレベルには達していなかった。もしかすると、被告人により有利な判決というんでしょうか、そういうところへは引っ張っていけなかったのかもしれない、そのように感じました。

司会者

1 番の方、お願いします。

1 番

私も5番の方と一緒に、もっと強く弁護するのかなという印象があったんです。私は素人でよく分かりませんが、イメージ的には検察官に対して、裁判官に対して、もっと強く被告人のことを弁護する、アピールするのかと思っていたんですけど、そんな感じではなくて、すごく穏やかで、逆に、どうでした、みたいに被告人に聞いているので、あれ、こういうものなのかなと。ほかの方からもちょっとそのような意見が出た、それだけなんですけど、ちょっと弁護していないんじゃないかというような印象を受けました。以上です。

藤田弁護士

では、5番、1番、むしろほかの方にお聞きしたいんですけれども、逆に弁護人が余りに被告人の肩を持つのでかえって反発を覚えてしまったという

ような印象を持った方はいらっしゃいますか。

司会者

いらっしゃらないようですね。

藤田弁護士

ありがとうございました。

司会者

3番の方，法廷での審理をご覧になって，こういうところがちょっと気になったとか，どういうことでも構いませんが，何かありますでしょうか。

3番

ちょっと戻ってしまうのかもしれませんが，やはり証拠の段階では検察側のモニターの切り替わりが早くて，今どこが映っているんだろうとか，私の担当した事件が放火の事件で，マンションのいろいろな写真が出てきたんですけど，その全体像がちょっとつかめなかったので，ついていくのに必死でした。あと，証人尋問では，証人の方の証言で矛盾しているところはないだろうかとか，必死にメモをとりながら聞いていたという覚えがあります。また，弁護側も何のために質問しているのか分からないということが1点ありまして，これで一体何を導こうとしているんだろうということが最後まで分からない質問もありました。

司会者

ありがとうございました。モニターの切り替わりは主に写真でしょうか。

吉村裁判官

それは私がやった事件で，検察側の立証だったんですが，実際に私も分からないくらいの。やはり全体像の中でその写真部分が何を意味しているのか，そして図面ではどこに当たるのかということが非常に分かりにくい立証であったように思います。もう少しゆっくり見せてほしいなという感じもありました。

司会者

それでは、時間の関係で、2番目の評議の在り方については、後で時間が余るようでしたら御意見を伺いたいと思います。ここからは3番目の守秘義務について御意見を伺いたいと思います。まず、裁判員に守秘義務を課すことについてどう思われるかということ、もう一つはその守秘義務を課されたことで、それが負担に感じられたかという点について、どなたでも結構ですが、守秘義務について御意見のある方はお願いします。

7番

守秘義務、どのくらいのことまでなら言っているのかというのは最初全然分からなくて、守秘義務について裁判官から説明してもらったら、評議室の中で話したこと以外は、別にいくら話してもいいですというお話でした。それくらいでいいのであれば、別に負担でも何でもないなと私は思ったんですけど、それは私が担当した裁判ではそう思えたということであって、誰もが知っているような大きな事件であったらと考えると、それはちょっとつらいことなのかなと感じました。

司会者

誰もが知っているような事件だと、評議室の中のことも聞かれてしまうのではないかと、そういうことですか。

7番

結局、私がやった裁判はほとんど誰も知らないですし、家の者も御苦労さん、くらいしか言わないような、あまり皆さん興味がない、ただ裁判員やったんだってねと、裁判員をやったことについては飛びついて聞いてくるんですけど。事件の内容というより、裁判員をやったということにみんな興味があるようで、事件の内容、どんな事件だったと聞かれたくらいで、そんな細かいことまでは聞かれなかったんですけども、もし本当に有名な事件だったら、ものすごく細かいことも聞かれるんじゃないかなと思って。そうする

と、どこまで話してはいけなくて、どこまで話していいのかというような、よく分からないかもしれないなと思いました。

司会者

ありがとうございました。1番の方をお願いします。

1番

守秘義務はある程度教わっていたので、そんなに負担にはなっていません。7番の方が言ったように、あまり聞かれないですね。どういう裁判だったかということは聞かれても、内容について、例えばどんな話をしたのかということは聞かれなかったですね。何の裁判だったの、殺人だよ、ということくらいで。7番の方が言ったように、私の周りにも裁判員をやった人がいないので、私もすごいことやったなとつくづく思っています。本当にいい体験をさせてもらったと改めてお礼を言います。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか、守秘義務の関係。8番の方をお願いします。

8番

守秘義務についての説明は裁判長、裁判官から伺っていて、要は法廷での審理、法廷には傍聴制度があって、公に公開され、それが裁判というものと。だからこれは公にされてしかるべきだと。でも会議室の中でやる評議の内容についてはこれは非公開だから、という非常に分かりやすい説明だったので、守秘義務がどこからどこまでなのかという一線については、自分の頭の中で把握することができました。ただ、守秘義務とはちょっと違うかもしれませんが、まず一番最初に翌年の裁判員候補の名簿に載るよという通知が来て、それをもってその名簿からピックアップされて選任手続に来なさいと。そのことについて、最初に裁判員制度が始まったときに、選ばれること自体周りに言ってはいけませんよという空気がすごくて、今でもそうなんですよ。

うけれども、でも会社には断りを入れなければいけないですよ。そうすると、会社に断りを入れるにしても、どこからどこまで、自分の直接のリーダーなのか、あるいは管理職の課長なのか部長なのか、どこまでそれを言っているかということについてのアナウンスが、裁判所側から足りていない。今、終わってしまえば、裁判員になったよということ自分のプライバシー保護のために言ってほしくないということはあっても、自分が了解している、知っている人だったら、裁判員をやったよと言うのは構わない。でもそれは裁判員をやったからこそ分かるのであって、会社に了解をもらうためにここまではいいですよとか、悪いですよという、事前のアナウンスがまだ足りていないのではないかと。3年経ったので、ここからここまでという線引き、一番最初に裁判員が始まったときの絶対に言っちゃいけないという雰囲気はもうなくなっていいんじゃないかなと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。守秘義務についての負担感は、大体伺いましたが、守秘義務の範囲がよく分からないということで困ったことはありませんでしょうか。先ほども7番の方、最初は守秘義務の範囲がはっきりしていなかったということだったかと思いますけど。

7番

そうではなくて、皆さんが勘違いしていて、守秘義務、とにかく何でも言っただけはいけない、やったことすら言っただけはいけないという、ほとんどの人が結構そういうふうに思っていると思うんです。私は選ばれたことぐらいは言ってもいいだろうと最初から思っていましたけど、ここに来て、裁判官に評議室の中で話したことだけは守秘義務があるので話さないでくださいと最初に言われたので、それで理解できました。ただ、世間一般の人は誰もそれを分かっているいなと。

司会者

ほかの方は、いかがでしょうか。守秘義務のどういう点でも結構ですが。
では、4番の方お願いします。

4番

私も、会社では最低限伝えなければいけない方に話をして、裁判に参加させていただきました。裁判が終わって会社にまた戻ってきたとき、裁判員をやったことについてあえて質問をしないようにしているような感じがありました。言っちゃいけないんでしょうということ、こちらもあえて言わないので、特に話をする機会もなく、家族もあんまり関心がなかったという感じだったので、特にその守秘義務について負担を感じたということはありません。守秘義務の範囲についても、法廷で公にされていること以外は話すのをやめておこうという理解をしていましたし、しゃべりたい性格でもないので、負担感はないです。

司会者

裁判官が守秘義務の説明をするときに、どうして守秘義務を課すのかという説明もあったかと思いますが、それについて、むしろ守秘義務を課さないほうがいいのかというような考え方を持たれた方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言者なし。)

守秘義務の関係で、検察官から何か質問はありますか。

川原検察官

特にないです。

司会者

弁護士のほうは何かありますか。

藤田弁護士

特にございません。

司会者

それでは少し時間が残りましたので、先ほど後回しにした評議の在り方について、どういう点でも結構です。評議は話しやすかったか、話しにくかったか、十分議論ができたかどうか、評議の進め方について気になったことはないか、あるいはこういうふうに変更したらいいんじゃないかなど、評議全般について御感想、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。1番の方をお願いします。

1番

私は評議の中で足を引っ張りながらも、自分の意見は述べたつもりでいます。まあ、ほかの人から見れば十分とは言えないかも分からないけど、自分では意見を述べる事ができたと思っています。以上です。

司会者

ほかの方、どなたでも結構です。5番の方をお願いします。

5番

私が思ったのは、評議で、事実の認定から執行猶予の付与をどうするかとか、量刑をどうするかという議論までの時間が短いように感じました。3日間ということで、時間的な制約もあって、決めて早く判決書を書かなくてはいけないという事情もあったのかもしれませんが、裁判官からは執行猶予にどういう意味があるのかとか、量刑についても、似たような他の事件ではこのような判決もありますよという、いろいろな事例を紹介してもらいました。事実の認定が終わって、これをどのように評価したらいいのか他の裁判員の心の中までは分かりませんが、これでいいんだというところまで、100パーセントというんですかね、そこまで納得がいくまでの時間的な余裕というんでしょうか、そういう時間がもうちょっとあったほうがより正確に、自信を持って判断ができたのではないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは，検察官，弁護士から何か質問がありますか。

川原検察官

特にございません。

藤田弁護士

皆さんにお聞きしたいのですが，評議の時間について先ほどちょっとおっしゃられましたけれども，時間が足りなかったと感じたか，あるいは逆に長過ぎて余ってしまったと感じたか，その辺りはいかがでしょうか。

司会者

評議の時間についてですが，多過ぎた，あるいは短過ぎた，どちらでも結構ですが。1番の方。

1番

私は6日間ですけど，ちょうど良かったかなと思っています。

司会者

ほかの方で評議の時間が長過ぎた，短過ぎたという，時間の関係について。それでは4番の方お願いします。

4番

私は15日間で長いほうだと言われましたけれども，実際はちょっと足りなかったかなと。足りないというと語弊があるんですが，もっと時間をかけてやっていくこともあっていいのかなと。ただ，実際に裁判員の負担とかを考えるとそういうわけにもいかないのかなとも思います。

司会者

15日は全体の期間だと思いますけど，その中で評議をやっていたのは何日間でしょうか。法廷での審理が終わって評議に入ったと思いますが，その評議の日数はどのくらいだったか覚えていらっしゃいますか。

4番

ちょっとよく覚えていません。

司会者

ただ、評議をやっている時間はもう少しあったほうがよかったのではないかとということですか。

4 番

そうですね。ちょっと思い返してみたりとか、そういう期間がもう少しあってもよかったのかなと思いました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。8 番の方お願いします。

8 番

私の場合、純粹に評議をした日は3日と半日でした。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、適度に反復するような時間も取れたので、多くもなく、少なくもなく、ちょうど良かったと思っています。その反復する時間が含まれていたということは非常に良かったと思います。

司会者

ほかの方、よろしいでしょうか。

野嶋弁護士

7 番の方、その評議の過程で非常に量刑については難しい判断があったので、すごく心理的な御負担を感じられたというふうにおっしゃったんですけれども、そこをもうちょっと詳しく、かなり量刑の幅があったからなのか、そういうことで御負担を感じたのか、あとほかの方で心理的な御負担があった方もいらっしゃったのか、審理の過程や、評議でも、どこの場面でも構わないのですが、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

司会者

7 番の方お願いします。

7 番

私が担当した事件はもう被告人は罪を認めていて、量刑を決めるための裁

判だったんですけれども，結局，凶器も何もない，現場にいた人は皆さんお酒を飲んでいて記憶が曖昧で，言っていることがみんな違っていて。ですから，証拠というのは先ほど言ったように，この人はこういう人柄であるという，被告人も被害者の方も，そういう証拠が出てきて，そうすると，やっぱり何を元に考えたらいいのかなと最初は戸惑うことがありました。評議をしていく上で皆さんといろいろ話し合っていくうちに，傷害致死であっても人一人亡くなっていると，被告人にいろいろ質問して話を聞いて，考えなくてはいけなくなると，やっぱりちょっと知らないうちにストレスがたまっていたみたいで，家に帰って腹痛が起こったりとかして。どのくらいの量刑を，何を元にというのが，初めてですけど本当に真剣に考えるわけで，皆さんそこまでストイックにならなくてもいいですよと裁判長はおっしゃるんですけれども，やはり人一人の人生がかかっていますから，物すごく真剣に考えまして，本当に密度がすごく濃かったと思います。評議の時間が足りたか足りていないかということをもう考えられないくらい，その上で出した量刑は妥当だったと思います。以上です。

司会者

ほかの方は，いかがでしょうか。5番の方，お願いします。

5番

先ほど申し上げましたけど，私が担当するところでは執行猶予を付けるかどうかというのが最初の大きな論点でした。前科が4つくらいあって，執行猶予を付けて実社会において更生させるほうが被告人のためにとっていいのか，それともやはり刑務所の中で更生させるほうがいいのか。執行猶予を付ける，付けないということ自体がかなり事案としては軽いのかもかもしれませんが，それでもその被告人の人生に大きな影響を与える判断だと思ったので，短い時間だとは思いましたが，短い時間の中でもどちらのほうが被告人の将来にとっていいのかということを考えました。

司会者

それではここで報道機関の方から質問をいただきたいと思います。質問がありましたらどうぞ。

A社甲記者

1点お伺いいたします。裁判員を経験されて、より良い制度にするための改善点というか、思い当たるところがあれば教えてください。

司会者

どなたからでも結構です。こういうところを改善したほうがいいと思われた点、どういう点でも構いません。3番の方、どうぞ。

3番

改善点というよりは、今回裁判員をすることによって、仕事を休んで来ていまして、先ほど4番の方もおっしゃられたと思うのですが、周りが裁判員制度についてあまりよく分かっていないということがありました。私もやる前は分かっていなかったのですが、裁判員の有給休暇とか、そういった制度がまだどの会社にもあるということではないので、自身の有給休暇を取ったり、一緒に裁判員をやった方も、朝仕事をしてこちらに来て、また終わってから仕事に戻ったり、土日が仕事の方は裁判と両方、ずっと続けて仕事をしているような感じになりますので、その辺を企業とかにもっと働きかけていただけたらと思います。そうすればもっと沢山の人が裁判員を経験できるんじゃないかなと思います。以上です。

司会者

ほかの方、どなたでも結構です。8番の方、お願いします。

8番

同様の話だと思うんですが、まだ会社員であれば会社に認知してもらおうという方法があるかもしれませんが、自営の方、一人親方とか、あるいは魚屋さんのお父ちゃんとか、そういう方々は非常に難しいと思うんですね。それ

を一足飛びにどうこうするというのは難しいと思うんですけど、こういう制度がずっと続いていく以上は、選任される人がかなり偏った、要はサラリーマンしかできないんじゃないかという偏った方向に、サラリーマンの方だけというのはちょっと語弊がありますけれども、どうしても立場上、特に仕事で離れることができないというような方が選任されにくい制度というのは、偏った裁判員が集中してしまうということで、必ずしも公平ということにならなくなるのかなということを感じています。以上です。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。2番の方、お願いします。

2番

裁判員の最初の通知が12月に来たんですね。そして、裁判所に来て下さいと。それから3日後ぐらいに裁判が始まります。その準備期間がちょっと短かったので、仕事を持っている立場としては、もうちょっと長く期間を置いてほしいなと思います。仕事の段取りとかもありますし、やっぱり自分も選ばれるとは思ってなくて、封筒に入ったDVDだとか冊子を見たりとか、そういう心構えも必要だったので、もうちょっと準備期間があればいいなと思いました。

司会者

封筒が来てから選任までの間は、どのくらいありましたか。

2番

結構ありました。だから来ないなとは思ったんですけど、まさか呼出が来るとは思わなかったのです。

司会者

選任手続で選ばれてから、裁判が始まるまでが短いということですか。

2番

はい。3日間くらいだったので。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。5番の方，お願いします。

5番

これはちょっと細かい話で，できないことかもしれないんですが，選任手続の際に抽選をしますよね。抽選はパソコンでやりますということで，後ろの部屋に行って，それで何番の方に裁判員になっていただきますということでした。終わった後，それを職場で話したら，そんなこと言っても裁判所がいろいろ調べて誰にやってもらうのがいいとか，そういうことをやっているんじゃないのって。本気が冗談か分かりませんが，そういうことを言う人もいますので，もちろん検察官や弁護士が意見を言って外すこともあるとは聞いていたので，なかなか難しいとは思いますが，できれば選任手続に来た人の目の前で，宝くじの矢みたいにできるかどうかは分かりませんが，本当に抽選でやっているんですよということが分かった方が，より透明性が高まるのかなと思いました。

司会者

選任関係のことが多く出たようですが，裁判の手続についてでも構いません。全体を通して，選ばれて審理が始まってから，最後の判決までの間のことで，どういう点でも構いません。1番の方，お願いします。

1番

私は仕事をしていないので別に問題はなかったんですけど，私も去年11月ごろの退職で，まあ大丈夫だろう，私が選ばれることはないと思っていて。そうしたらその後，いつだったかちょっと記憶にないのですが，今度は郵便屋さんに来て，来てくださいと言われてまして。それで来て，いろいろとアンケートのようなものが，そこでまた辞退を書くことができたんですけど，私はどうしても書く欄がなくて諦めてました。その後，辞退を書けなかった人でも手を挙げてくださいって言われたから，手を挙げて，学校行ってないので

できないからと言ったら、いや大丈夫だと言われて。抽選が終わって、画面に番号が出まして。確かに5番の方がおっしゃったように、もうちょっと透明性があってもよかったかなと。でも何とかやってみて、本当にいい勉強をさせていただいたので、感謝していますが、もうちょっと透明性があってもいいかなと思いました。以上です。

司会者

他に報道機関の方から御質問はありますか。

B社乙記者

2番の方にお伺いしたいのですが、通訳人の言葉を理解するのに苦労されたというお話でしたけれども、担当された事件は故意が問題となっているような話で、そうすると、被告人がどう思っていたかとかいうことは重要なポイントの一つになると思うのですが、そこで通訳の方の言葉がなかなか認識できないとすると、かなり判断が難しかったのではないかと思うのですが、認識できない、難しかった部分というのは、実際どのように埋められたのでしょうか。例えば他の方に聞くとか、裁判長に聞くとか。

2番

評議室で皆さんや裁判長と、こういうふうに言っていたけどこれはどういうことですかねと、評議の中で確認していきました。被告人質問のときに、検察官の方が首をかしげていた場面もあったので、通訳の方の言っていることがよほど分かりづらかったんだなと思いました。

B社乙記者

評議室でほかの方と話をしたことによって、疑問がある程度解消されたのか、それとも通訳の方の言葉がそもそもおかしかったことによって、やはり疑問が残ったとか、影響したことはありますか。

2番

いや、特にはないですね。でも、評議室の中で、こう言っていたんだけどど

う思いましたかとみんなで話したときに、これはこう言っていたんじゃないの、と裁判長に聞いたら、分かりづらい面もあったけど、こういうことではないですかと言われて、それで納得しました。

司会者

ほかに報道機関の方から御質問はありますでしょうか。

C社丙記者

お話を聞いていて、例えば起訴状を読み上げる段階ではどういう事件が分からなくて、冒頭陳述のときもまだはっきり分からなくて、私が取材をさせてもらった裁判員の方の中には、被告人質問のときもまだ分からなかったんだけど、判決の前の評議になって裁判長にいろいろ言われたことで、これはこういう事件だったんだということが分かったという人も結構いらっしまったんです。そういうことを裁判員を研究している学者さんなんかで聞くと、それは公開の法廷で事件を理解しているのではなくて、評議で裁判長にいろいろ教えられて理解しているのではないかと、そういうことを言う方もいらっしまったんですね。御経験を通じて、覚せい剤の有無とか、そういった争点がある中で、法廷ではよく分からなかったけれど、評議の中で裁判長にいろいろ言われて、そうだったのかと理解することがあったのかということなんですけれども。

司会者

まず、法廷での審理が終わった段階で何が何だか分からないような状態だったことがあるかについて質問しましょうか。

C社丙記者

はい。

司会者

いかがでしょうか。最後、法廷での審理が終わった時点では、何が何だか分からないような状態、どういう証拠で、どういう主張が対立していて、内

容がどうだったかということが、ほとんど分からなかったということはありませんでしたか。

裁判員経験者一同

ないです。

司会者

分かりました。それで、争点になっている部分について、まだその段階ではどういう結論でどうなるのかということは分かっていなかった、まだ決めていなかったということはあるのでしょうか。今の御質問について、何でも結構です。いかがでしょうか。

8 番

自分としては、検察側の証人が出た 2 日目くらいからは、争点に関しても大体把握できていたかなと。1 日目じゃ、まだ全然分からなかったですけど、2 日目に入ったぐらいで分かった。

司会者

ちょっと聞き方を変えますと、法廷での審理が最後まで終わった時点で、事件の内容が大体分かっていたかどうか、争点の結論までは別として、どういう事件か、事件の内容が分かったかどうか。ちょっと分かりにくいところがあったけれど、評議の中で、ああそういうことなのかと理解された御経験のある方はいらっしゃいますか。

1 番

答えになるかどうか分かりませんが、私の場合は殺人事件であったということは最初から、1 日目から聞かされていますし、そういうことはなかったと思っています。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

C 社内記者

はい。

司会者

ほかにどんな点でも結構ですが、報道機関の方から何か御質問がありますでしょうか。

D社丁記者

裁判員を経験をされて、その後、報道を主とする世間の情報について、こういった点をもっと知りたいとか、自分の中で何か変わられた点がありましたら、御指摘いただけたらと思います。

司会者

裁判員を経験される前と後とで、報道の内容について、こういうことをもっと報道してもらいたいなど、何か変わったという方はいらっしゃいますか。

1番

お答えになるかどうか分かりませんが、裁判員をやるまでは、これでこうなのかなと思うだけでしたけど、やっぱり裁判員をやって興味は持つようになりましたね。こういう場合はこうなのかというように、自問自答というか、そういう興味が出てきたというか。裁判について無知ではあったけど、興味は多少あったんですね。それで裁判員をやらせてもらってからは興味を持つようになりました。

司会者

新聞やテレビなどで事件の内容が出てきますよね。その内容について、こういうところも内容に盛り込んだらいいのになと思うようなことが、裁判員を経験したことで出てくることはなかったですか。

8番

公判をやっている最中は、先入観念を受けないように、自分の携わった事件がどのように報道されているのかということネット検索をしないように心がけたんです。終わってから検索してみると、被告人の名前がある、確か

に検索には引っかかるんですけど、大抵はニュースサイトの転載だったりとか、掲示板だったりとか、そういうところしか引っかからなくて。リンクが張ってあるメディアの方の本当のニュースページは、もう削除されていたりするんですよ。もちろんサーバー容量の問題とかあるかもしれないんですが、載っている期間がちょっと短いのかなと。もうちょっと載せておいてほしいなということをやっと思ったりしました。以上です。

司会者

時間が少し残りましたので、出席者のどなたからでも結構ですが、何かこういう点を聞いておきたい、あるいは裁判员経験者の皆さんから、この1点だけは言うておきたい、というような点はありますでしょうか。

児玉弁護士

先ほど、証拠の取り調べで図面を見たとおっしゃっていたんですが、現場に行ってみたいと思われた方はいらっしゃらないでしょうか。現場に行ったほうが分かりやすいんじゃないかなというようなことは。

司会者

4番の方どうぞ。

4番

確かに、現場で見ればもう少しイメージが具体的になるなとは思いました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。ほかにどういう点でも結構です。

佐藤裁判官

同じような質問になってしまうかもしれませんが、最初の頃は選任の期日の午後から審理をしていたんです。最近はそういう場合もあるし、ちょっと空ける場合もあります。それと、評議も長く取っておけば時間もかけられるんですが、その分拘束時間が長くなってしまうということで、だいたいこれくらいの期間、と決めているんです。ちょっと短いと思われた方、具体的に、

もう1日あったほうが良かったと思われるのか，やっぱりこのくらいでやりくりしたほうが良かったと思われるのか，あるいは，選任手続からどのくらい空ければ準備ができるのかという点について教えていただければと思います。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

私が言ったのは，事実認定から量刑の判断のところの時間についてですので，例えば，事実認定をしておいて，ではあした量刑を決めますので考えてきてくださいとか。外で考えるべき話じゃないのかもしれませんが，もし1日置いたらもう少し考えて，その翌日，もう少し自分なりにすっきりとした形で，量刑について私はこう思いますということが言えたのかなというくらいなんですけど。

司会者

ほかの方，よろしいでしょうか。

それでは，そろそろ時間が来たようですので，意見交換会はこれで終わりにさせていただきたいと思います。本日は本当に貴重な御意見，御感想を御紹介いただきました。今後の運用の参考にさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

以 上